

令和 7 年度
まんだら堂やぐら群 C 群発掘調査作業補助業務委託
仕様書

逗子市教育委員会

1. 業務の目的

本業務は、史跡名越切通まんだら堂やぐら群 C 群整備実施設計を検討するにあたり、地下遺構に係る情報収集を行うため、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づいて逗子市教育委員会が実施する発掘調査の作業補助を行うものである。

2. 業務の対象

まんだら堂やぐら群 C 群エリア内のトレンチ 6 ヶ所程度、面積合計約 23.2 m²（予定）とする。

3. 業務の期間

契約の日から令和 7 年 10 月 30 日までのうち、教育委員会が指定する日とする。

4. 業務の内容

本業務の内容は発掘調査計画書に示すほか、次のとおりとする。

- 1) 調査担当者の指示により、掘削・埋戻作業及び平面図・断面図等の作成その他、必要な諸作業を行う。これに必要な器材及び消耗品は受注者が用意する。
- 2) 詰所（テント）・トイレ・囲柵その他、作業上必要な仮設設備は受注者が用意し、設置・撤去する。

5. 業務完了報告

本業務の完了に際しては、上記に係る写真・図面等の調査記録類一式（デジタルデータについては整理後の出力原稿も添付）の他、人員機材の稼働状況、収支等を記録した日誌等を整理し、報告書として提出すること。

6. 特記事項

- 1) 本業務は文化財保護法に基づく史跡の現状変更行為であることを十分に考慮すること。
- 2) 調査補助員については、概ね 2 年以上の発掘調査経験を有する者を配置すること。
- 3) 1 日の業務時間帯は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）を標準とし、荒天日、土・日曜日及び国民の祝日を除く。
- 4) 本業務の遂行に当たっては、常に危険防止等のための安全衛生管理及び通行者、周辺住民等への配慮を十分に行うこと。
- 5) 測量にあたっては、光波測距儀を用い、世界測地系に基づく座標の付与を原則とし、図面及び座標値等の記録（CD-R 等の媒体を含む）を成果品として納入すること。
- 6) 成果品はすべて逗子市に帰属するものとする。

7. その他

本業務の遂行に当たって疑義が生じた場合には、速やかに社会教育課と協議すること。

令和 7 年度
まんだら堂やぐら群 C 群発掘調査計画書

逗子市教育委員会

1. 調査の目的

史跡名越切通まんだら堂やぐら群 C 群の整備に際し、適切な遺構保護を前提とした実施設計を検討するため、予め対象エリア内の地下遺構に係る情報収集を行うことを目的として、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく発掘調査を実施する。

2. 所在地及び所有者

所在地 逗子市小坪 7 丁目 1245- 3、同 1248-1

所有者 逗子市

3. 調査対象・面積

まんだら堂やぐら群 C 群エリアのうち、園路・柵等の施設設計予定箇所に沿って、トレンチを 6 か所に適宜設定する（別添図参照）。

計画面積	1 トレンチ	$3.0\text{m} \times 1.0\text{m} = 3.0 \text{ m}^2$	
	2 トレンチ	$5.0\text{m} \times 1.0\text{m} = 5.0 \text{ m}^2$	
	3 トレンチ	$4.5\text{m} \times 1.0\text{m} = 4.5 \text{ m}^2$	
	4 トレンチ	$2.7\text{m} \times 1.0\text{m} = 2.7 \text{ m}^2$	
	5 トレンチ	$2.5\text{m} \times 1.0\text{m} = 2.5 \text{ m}^2$	
	6 トレンチ	$5.5\text{m} \times 1.0\text{m} = 5.5 \text{ m}^2$	<u>合計 約 23.2 m²</u>

4. 調査予定期間

令和 7 年 8 月 1 日から同年 10 月 30 日のうち、教育委員会が指定する日（2 週間程度を想定）

5. 調査機関及び体制

調査機関 逗子市教育委員会（教育長 大河内 誠）

調査担当者 逗子市教育委員会教育部社会教育課 事務職員 佐藤仁彦・吉田麻子

調査補助員等 発掘調査作業補助業務委託による

6. 調査方法

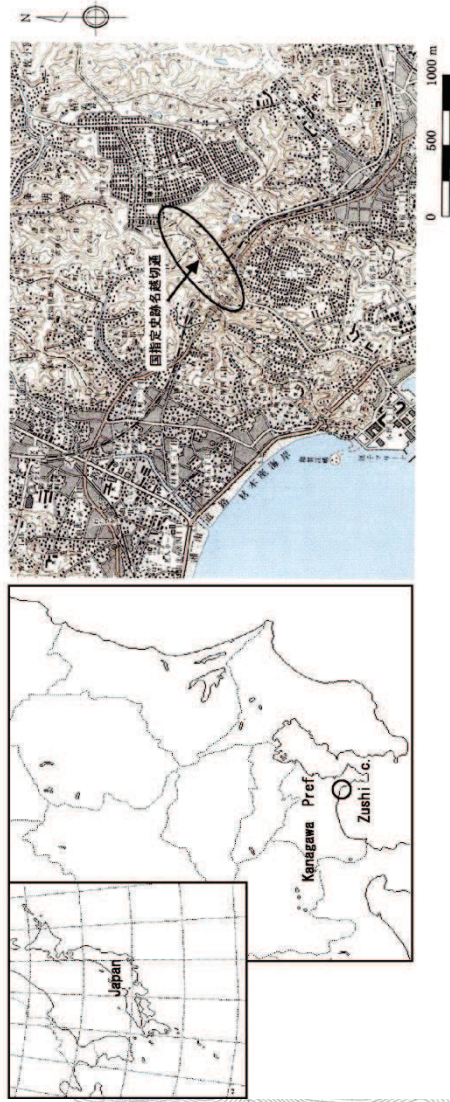
- ① トレンチ設定のうえ、人力による平面的な分層発掘とする。
- ② 中世面までを調査対象とし、これ以上の層位に包含される遺物は必要な情報を適宜記録し取り上げる。
- ③ 遺構プラン確認を原則とし、記録等完了後は残土を敷き戻して遺構の養生を図る。
- ④ 適宜、文化庁、神奈川県教育委員会、国指定史跡名越切通整備検討会委員の指導、助言を得る。

7. 調査後の措置

調査によって重要な遺構等が検出された場合は、保護措置を講ずることを前提に整備実施設計を検討する。

発掘調査報告書は、令和 10 年度を目処に刊行する整備報告書に掲載する。なお、出土品や記録図書等の調査成果は逗子市教育委員会で保管し、活用を図る。

史跡 名越切通



鎌倉市

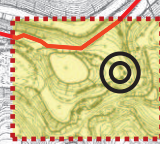
史跡指定範囲(逗子市)

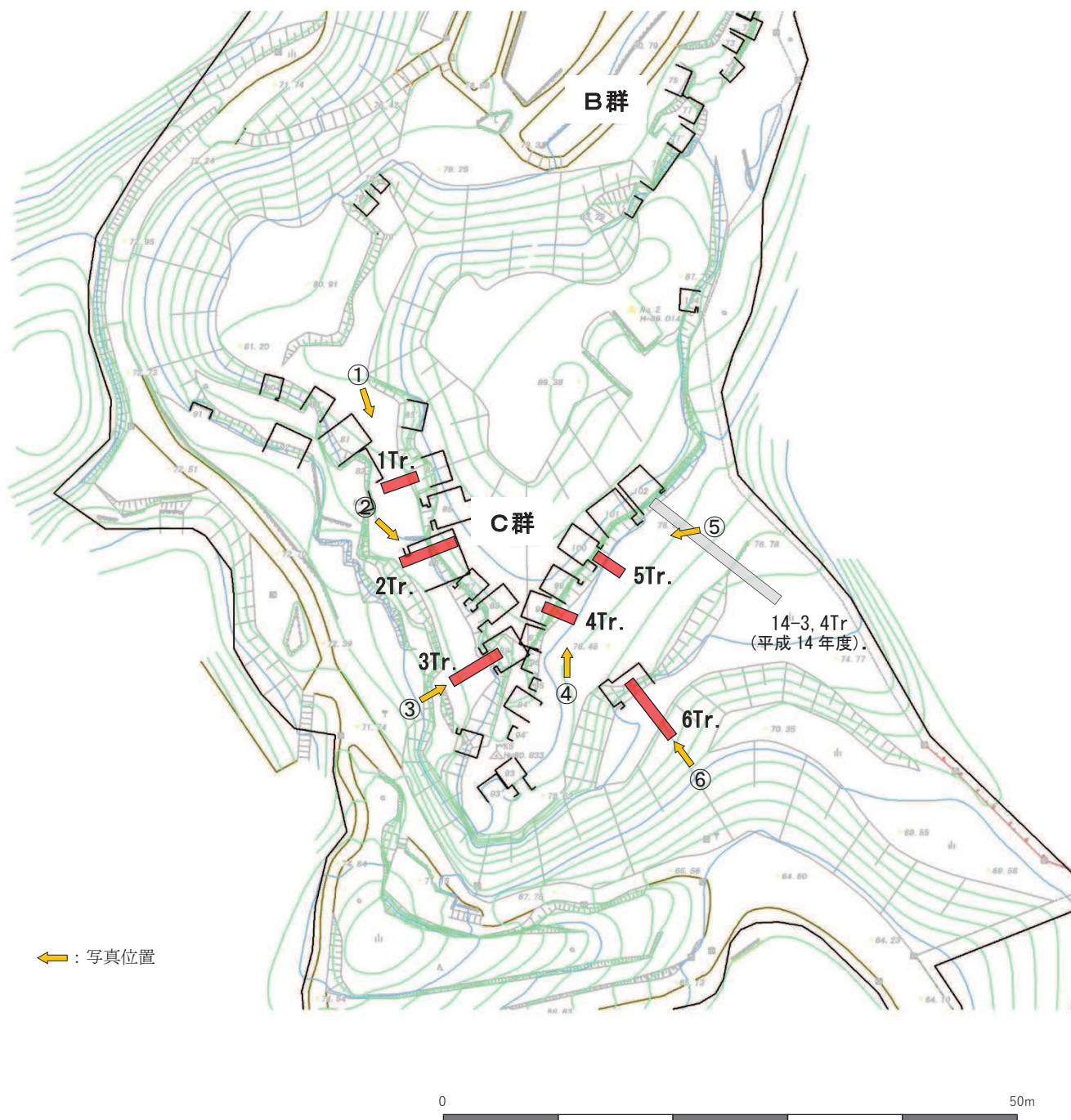


史跡指定範囲

逗子市

令和7年度
発掘調査予定地





まんだら堂やぐら群C群発掘調査
 トレンチ配置計画図



① 1 トレンチ設定予定地（北から）



② 2 トレンチ設定予定地（北西から）



③ 3 トレンチ設定予定地（南西から）



④ 4 トレンチ設定予定地（南から）



⑤ 5 トレンチ設定予定地（東から）



⑥ 6 トレンチ設定予定地（南東から）

(別紙)

暴力団等排除に係る特記仕様書

(暴力団等排除に係る契約の解除)

第1条 発注者は、神奈川県警察本部からの通知等に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合にあっては、その者が逗子市暴力団排除条例(平成23年逗子市条例第15号。以下「条例」という。)第2条第3号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき又は受注者が法人等(法人又は団体をいう。)である場合にあっては、当該法人等が条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県条例」という。)第23条第1項に違反したと認められたとき。
- (3) 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められたとき。
- (4) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第2条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに管轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、しゅん工期限*に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者としゅん工期限*に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、速やかに管轄の警察署に通報しなければならない。
- 4 受注者は、不当介入による被害によりしゅん工期限*に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者としゅん工期限*に関する協議を行わなければならない。

*工事請負契約の場合は「しゅん工期限」、業務委託契約の場合は「履行期限」、物件供給契約の場合は「納入期限」、長期継続契約又は賃貸借契約の場合は「賃貸借期間開始時」と読み替えます。